

機長組合員そして社員の皆様へ

現在、JAL の経営危機について事前調整型（プレパッケージ）法的整理との報道がなされています。

報道通りに会社が“会社更生法”を申請した場合でも、政府・国交省・会社はJALの運航に支障がないように調整することを約束しています。

再建型法的整理の場合、労働契約と労働債権は維持され、

- ・ 会社との雇用関係は新たな人員計画として交渉されます。
→ 一方的解雇はありません
- ・ 労働条件も新たな収支計画の一環として交渉されます。
→ 支援機構から新たな労働条件が提示される可能性はありますが、労使の話し合いで決定するまでの間は、
 - ✓ 賃金も現行水準で支払われます。
 - ✓ 勤務・通勤も現行どおりです。
- ・ 年金については
→ 現役は 2/3 以上の同意が集まっていますが、今後 OB の同意の状況を踏まえて、どのように推移するかは流動的です。
- ・ 福利厚生も労働条件であり、一方的な変更はありません。
→ 日航健保などの制度も維持されます。
→ EF 制度についても変更はありません。

JAL が社会そして国民の期待に応え、甦るためにはまず私たち社員が安全と高い運航品質を維持することです。

そのためには経営と労働組合は正面から話し合っていかなければなりません。これから機長組合は、JAL の再生に向けて社員の先頭にたって JAL のあるべき姿・社員の労働条件について取り組んでいきます。

2010年1月10日 日本航空機長組合